

令和元年第3回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 5 月 8 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 仮議席の指定

第 2 議長選挙

議 事 日 程（第1号追加1）

令和元年5月8日（水曜日） 午前9時00分 開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長選挙
- 第5 常任委員会委員・議会運営委員会委員の指名
- 第6 常任委員会委員長・副委員長、議会運営委員会委員長・副委員長の選任結果の報告
- 第7 上伊那広域連合議会議員選挙
- 第8 伊那中央行政組合議会議員選挙
- 第9 長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員選挙
- 第10 議案第1号～議案第5号 提案～採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	8番	小坂泰夫
4番	藤城栄文	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	清水恵子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	堀正弘
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	藤田貞文	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚子	教育次長	伊藤弘美
財務課長	唐澤英樹	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤 さゆり
議会事務局次長	高木 謙治

会議のてんまつ

令和元年5月8日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議会事務局長の松澤さゆりです。臨時議長が着席されるまで、私が進行させていただきます。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、村長から御挨拶をお願いします。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。

本日令和元年、第3回議会臨時会の招集を申し上げましたところ、大型連休明けで何かと御多用の中、全議員の御出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

今回の村議会議員選挙は、定数増の検討議論を経て、現状の定数とすることで決定した最初の選挙となりました。少数激戦の選挙となり、激戦を制し当選をなされましたことに、まずもってお喜びを申し上げます。今後4年間、村の発展のため、村民福祉の充実、村民生活の向上、地域の活性化等々のために御尽力をお願いをいたします。議員各位には、村民の声を村政に届けていただくとともに、議会の持つチェック機能と、同時に特色のある村づくり、地域づくりのために積極的な政策提言をお願いをいたします。また、立候補に当たりまして私も見させていいただきましたけれども、さまざまな公約を掲げられております。公約実現のための提言も多くなることと思います。

ただ、本村は合併議論を経て、住民投票により自立するという道を選択をいたしました。将来も村として自立をしていかなければなりません。そのためには、何よりも健全財政の維持が重要となってまいります。そんな点もぜひ御理解をいただき、御提言をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、さらに過去の政争の村というイメージの払拭も大分できてまいりましたので、真摯な議論をお願いをいたします。南箕輪村は今、人口が増加しながら、県下一若い村として発展をしてきております。また、選ばれる村となってきていますが、課題も多いところであります。課題を解決しながら恵まれた環境を生かし、さらに活力のある住みよい村を目指していかなければなりません。また、地方創生の時代、広域連携を大切にしながら、人口減少に一定の歯どめをかけながら、地域の維持創生を担っていかなければなりません。行政も議会も、村民のため、地域のためという方向は同じでありますので、御一緒にどうかよい村をつくっていただくことをまずもってお願いをさせていただきます。

私も4期目の任期の折り返しを過ぎました。やらなければならないことは山積をしております。一步一步前に進めていかなければなりません。そのためには、議会の議員各位の御理解、御協力が不可欠でありますので、そんな点もぜひよろしくお願いをしたいと思います。

また、私の議会に当たります方針といたしましては、今までどおり議会に相談しながら、協議をしながら、村政運営をしてまいりたいと思っております。そのことが穏やかな村を維持するためには必要でありますので、そんな点もぜひ御理解をお願いをいたします。

本臨時会に村側から提出する案件は、5件であります。原案どおりお認めをいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろ

しくお願いをいたします。

事務局長（松澤さゆり） 続きまして、副村長以下、管理職の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

副 村 長（原 茂樹） 副村長の原茂樹です。よろしくお願いいたします。

代表監査委員（原 浩） 代表監査委員の原です。よろしくお願いいたします。

会計管理者（松澤 厚子） 会計管理者の松澤厚子です。よろしくお願いいたします。

教 育 長（清水 閣成） 教育長の清水閣成でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（伊藤 弘美） 教育次長の伊藤弘美です。よろしくお願いいたします。

産業課長（出羽澤平治） 産業課長の出羽澤平治です。よろしくお願いいたします。

総務課長（藤田 貞文） 総務課長の藤田貞文です。よろしくお願いいたします。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 地域づくり推進課長の田中俊彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

財務課長（唐澤 英樹） 財務課長の唐澤英樹です。よろしくお願いいたします。

住民環境課長（清水 恵子） 住民環境課長の清水恵子です。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（堀 正弘） 健康福祉課長の堀正弘と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 子育て支援課長、唐澤孝男と申します。よろしくお願いいたします。

建設水道課長（藤澤 隆） 建設水道課長の藤澤隆と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長（松澤さゆり） 次に、議員の皆さんに自己紹介をお願いいたします。順序は、ただいま着席されている仮議席番号1番の議員から、順次お願いいたします。

1 番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。村のため、村民のためにしっかり働きますのでよろしくお願いいたします。

2 番（山崎 文直） おはようございます。2番議員の山崎文直です。南殿出身であります。どうぞよろしくお願いいたします。

3 番（原 源次） 3番議員の原源次です。大泉出身です。よろしくお願いいたします。

4 番（藤城 栄文） 4番の藤城栄文です。昨年度まで大変お世話になりました。今年度から、この立場でまたよろしくお願いいたします。

5 番（笹沼 美保） 5番議員の笹沼美保です。頑張りますのでよろしくお願いいたします。

6 番（都志今朝一） 議席番号6番、北殿の都志今朝一です。よろしくお願いいたします。

7 番（加藤 泰久） 議席番号7番、加藤泰久です。田畑です。よろしくお願いいたします。

8 番（小坂 泰夫） 議席番号8番、小坂泰夫です。よろしくお願いいたします。

9 番（三澤 澄子） 議席番号9番、三澤澄子です。北殿です。よろしくお願いいたします。

10 番（丸山 豊） 10番、丸山豊です。よろしくお願いいたします。

事務局長（松澤さゆり） ありがとうございます。以上で自己紹介が終わりました。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の加藤泰久議員を御紹介します。

加藤泰久議員は、議長席にお着きをお願いします。

〔臨時議長 加藤泰久君 議長席着席〕

臨時議長（加藤 泰久） ただいま紹介されました、加藤泰久です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、ただいまより令和元年第3回南箕輪村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。

本村の正副議長選出に当たっては、平成17年の申し合わせにより立候補によることとしております。

立候補締め切りの5月7日までに立候補の届け出をされた方は、加藤泰久、丸山豊議員の2名です。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（加藤 泰久） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第1項及び第2項の規定によって、立会人に百瀬議員、山崎議員、原議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（加藤 泰久） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

臨時議長（加藤 泰久） 投票配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（加藤 泰久） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

事務局長（松澤さゆり） 1番、百瀬輝和議員。

〔1番 百瀬輝和君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 2番、山崎文直議員。

〔2番 山崎文直君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 3番、原源次議員。

〔3番 原 源次君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 4番、藤城栄文議員。

〔4番 藤城栄文君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 5番、笹沼美保議員。

〔5番 笹沼美保君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 6番、都志今朝一議員。

〔6番 都志今朝一君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 7番、加藤泰久議員。

〔7番 加藤泰久君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 8番、小坂泰夫議員。

〔8番 小坂泰夫君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 9番、三澤澄子議員。

〔9番 三澤澄子君 投票〕

事務局長（松澤さゆり） 10番、丸山豊議員。

〔10番 丸山 豊君 投票〕

臨時議長（加藤 泰久） 投票漏れはありますか。

〔投票漏れなし〕

臨時議長（加藤 泰久） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

百瀬議員、山崎議員、原議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（加藤 泰久） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、丸山議員8票、加藤議員2票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、丸山議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（加藤 泰久） ただいま議長に当選をされました丸山議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人であります丸山議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

10番、丸山議員。

議長（丸山 豊） 謹んでお受けいたします。

ただいまは議員各位の御推挙によりまして、議長に御選任いただきありがとうございます。改めて職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

一言申し上げます。令和元年と改まり、県内では人口において唯一の自然増の村であります。出生率が減少傾向であり、今後は厳しい面もありますが、子育てしやすい、暮らしやすい安全安心な村になるよう、取り組みの継続、必要性を感じております。これからも引き続き議会では互いに切磋琢磨し、村とは緊張感を持って是々非々の姿勢で議論し、すばらしい村を築き上げていきたいと思っております。

議員各位を始め、理事者、管理職各位の御理解と御協力をお願いし、承諾と就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（加藤 泰久） これで臨時議長の職務を終了しました。御協力ありがとうございました。

丸山議長、議長席にお着きください。

〔臨時議長 加藤泰久君 議長席退席〕

〔議長 丸山 豊君 議長席着席〕

議長（丸山 豊） それでは議事を進めます。

お諮りいたします。

副議長選挙、常任委員会委員、議会運営委員会委員の指名、常任委員会委員長、副委員長、議会運営委員会委員長、副委員長の選任の結果の報告、上伊那広域連合議会議員選挙、伊那中央行政組合議会議員選挙、長野県広域水道用水企業団議会議員選挙、付議された議案5件、これを日程に追加し、日程第1号追加1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

よって日程第1号追加1として、別紙のとおり議題とすることに決定しました。

日程第1、議席の指名を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席の議席とします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、百瀬輝和議員、2番、山崎文直議員を指名します。

日程第3、会議の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月8日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は5月8日本日限りとします。

なお、本臨時会の日程はお手元に配付の日程表のとおりです。

日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南箕輪村議会副議長に、小坂泰夫議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、南箕輪村議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小坂泰夫議員が南箕輪村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された小坂泰夫議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人であります小坂泰夫議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

8 番（小坂 泰夫） 小坂泰夫です。ただいま副議長を指名推選いただきまして、ありがとうございました。謹んで重責を担わせていただきますとともに、議長を全力で支え、また令和の新しい時代を迎えましたこの次の時代を担う村の若い人たちが、またこの村の議会がやっていく行動を誇りと思えるような議会活動を推進できるよう、副議長としても全力を尽くしてまいります。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（丸山 豊） ただいまから暫時休憩とします。

議員の皆さんは、9時35分に第1委員会室にお集まりください。

休憩 午前 9時26分

再開 午前10時50分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、常任委員会委員・議会運営委員会委員の指名を行います。

委員会条例第5条第4項の規定によって、常任委員会委員・議会運営委員会委員を議長が指名することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

これから常任委員会委員・議会運営委員会委員の指名をします。

指名については、職員に朗読をさせます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤さゆり） 常任委員会委員・議会運営委員会委員の報告をします。

総務経済常任委員会、定数5。百瀬輝和議員、藤城栄文議員、都志今朝一議員、加藤泰久議員、丸山豊議員。

福祉教育常任委員会、定数5。三澤澄子議員、笹沼美保議員、山崎文直議員、原源次議員、小坂泰夫議員。

議会運営委員会、定数4。山崎文直議員、藤城栄文議員、百瀬輝和議員、三澤澄子議員。

以上です。

議長（丸山 豊） ただいまの朗読のとおり指名します。

御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員・議会運営委員会委員には、ただいまの朗読のとおり決定しました。

日程第6「常任委員会委員長・副委員長、議会運営委員会委員長・副委員長の選任結果の報告」を行います。

委員会条例第6条第2項の規定により、各委員会において互選した結果を報告願います。
総務経済常任委員会、お願いいたします。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬輝和） 1番、百瀬輝和です。

それでは総務経済常任委員会で決定をいたしましたので、報告をいたします。

総務経済常任委員長に百瀬輝和、総務経済常任委員会副委員長に藤城栄文議員、以上です。

議長（丸山 豊） 福祉教育常任委員会、お願いします。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤澄子です。

福祉教育常任委員会で決定いたしましたので、報告いたします。

福祉教育常任委員長に三澤澄子、福祉教育常任委員会副委員長に笹沼美保議員を決定いたしました。

以上です。

議長（丸山 豊） 議会運営委員会、お願いします。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎文直です。

それでは議会運営委員会で決定をいたしましたので、報告いたします。

議会運営委員長に山崎文直、議会運営委員会副委員長に藤城栄文議員、以上です。

議長（丸山 豊） 常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、ただいまの報告のとおりです。

日程第7、上伊那広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

上伊那広域連合議会議員に、丸山議員、小坂議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、上伊那広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が上伊那広域連合議会議員に当選されました。

日程第8、伊那中央行政組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

伊那中央行政組合議会議員に、丸山議員、小坂議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、伊那中央行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が伊那中央行政組合議会議員に当選されました。

日程第9、長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員に、丸山議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員に当選されました。

ただいまから、暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、11時に第1委員会室にお集まりください。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 5分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤さゆり） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和元年5月8日提出、南箕輪村長唐木一直。

以下、省略します。

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村税条例の一部改正であり、住宅借入金等特別税額控除の見直し、軽自動車税のグリーン化特例の改正が主な内容であります。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に交付され、そのうちの一部が平成31年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） それでは南箕輪村税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、南箕輪村税条例のもととなります地方税等の一部を改正する法律が平成31年3月29日交付され、その一部が平成31年4月1日から施行されるため、3月31日に専決処分としたものであります。

それでは新旧対照表により説明をいたしますので、議案書の4ページをお開きいただきたいと思っております。アンダーラインの部分が改正箇所となりますので、左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

なお、条文中に平成45年等の改元前の元号表記が出てまいりますが、3月31日専決のものでありますので、旧元号表記としております。

5月1日以降に新元号への読みかえをお願いいたします。

また、他の条例等におきましても、改元に伴う元号表記の改正を行わず、読みかえ対応いたしますので、条例改正等が生じた際、調整を行っていくこととなりますので、御承知願います。

それでは最初に、附則第7条の3の2であります。これは個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除の見直しによるもので、消費税率10%が適用される住宅取得等につきまして、現行の10年間の控除期間を3年間延長し、13年間とすることの法改正に伴い、適用条項等の整備を行うものであります。

第2項につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載を要件としていたものであります。申告書の記載事項の簡素化に伴い削除するものであります。

おめくりいただきまして5ページであります。第2項の削除に伴い、第3項を第2項とするものであります。

次の第10条の2であります。特別土地保有税の特例、いわゆるわがまち特例と言われているものであります。法改正に伴う適用条項の項ずれによる整備を行うものであります。

6 ページの下、第10条の3 であります。新築住宅等に対する固定資産税の減額適用を受けようとする者がすべき申告に関し、6 項から10項まで法規定の新設また政令改正等に合わせまして、適用条項等の整備を行うものであります。

おめくりいただきまして、8 ページをお願いいたします。

ページの下の方であります。第16条、軽自動車税の税率の特例であります。改正の主な内容はグリーン化特例の整備で、新車登録後満13年を経過した軽自動車等への重課について、平成31年度に限ったものとし、29年度分の軽減課税にかかわる条項を削除、第5 項以降の平成30年度、31年度分の軽減課税にかかわる項をそれぞれ繰り上げるものであります。

なお、10月1 日の消費税の改正に合わせて新たな措置等が実施されますので、条例整備を行いまして、また今後の議会等において上程を予定しておりますので、御承知願います。

12ページからの第22条につきましては、本村については該当しないため、全文を削除するものであります。

最後に議案書の2 ページにお戻りをいただきまして、附則であります。この条例の施行日は平成31年4 月1 日からとなります。また合わせまして、村民税と軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、専決処分とさせていただきます。南箕輪村税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第1 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第2 号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤さゆり） 議案第2 号「専決処分事項の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3 項の規定により報告し、承認を求める。令和元年5 月8 日提出、南箕輪村長、唐木一直。

以下省略します。

議長（丸山 豊） 本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2 号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は南箕輪村国民健康保険税条例の一部改正であり、基礎課税額にかかわる課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しが主な改正であります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3 月29日に交付され、平成31年4 月1 日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1 項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、平成31年3 月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3 項による議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） それでは議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」細部説明を申し上げます。

この改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日交付され、平成31年4月1日から施行されるため、3月31日に専決処分といたしました。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、議案書2ページをごらんいただきたいと思っております。アンダーラインの部分が改正箇所となります。

左側の、改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

まず第2条第2項、課税額の改正であります。国の制度に合わせまして税負担の適正化を図るため、基礎賦課額にかかわる賦課限度額を、現行の58万円から61万円に引き上げるものであります。第21条第1項の前段の改正も同様であります。

次に、第21条第2号の改正は、軽減判定所得の見直しとなります。この改正は、物価上昇の影響等で軽減対象者が縮小しないようにするものであり、第2号の改正は5割軽減にかかわるものであります。この対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の27万5,000円から28万円に引き上げるものであります。

おめくりをいただきまして、3ページの第3号につきましては、同じく2割軽減の対象となる世帯の算定においてであります。被保険者の数に乘すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げるものであります。

議案書1ページにお戻りをいただきまして、附則であります。この条例の施行日は平成31年4月1日からとなります。合わせまして、この条例の適用区分について定めており、平成31年度以降の国民健康保険税について適用となります。

以上、専決処分とさせていただきました南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

この改正によつての税収はどのくらい増えたのかをお聞きします。増える予定か、お聞きします。

議長（丸山 豊） 唐澤課長。

財務課長（唐澤 英樹） まず、賦課限度額の引き上げの影響でございますけれども、賦課限度額につきましては年々減ってきておまして、平成30年度におきましては22件、22世帯でございました。今年度につきましては約20世帯ということで予定をしておまして、3万円引き上がりますので、約60万円という形になります。また、軽減判定の関係でありますけれども、5割軽減につきましては、あくまでも試算でありますけれども、6世帯8人程度の影響があるかということで、約、合わせまして20万ほどになるかと思っております。

2割軽減につきましては、世帯数、人数とも影響者がほぼないというふうに見ておりますので、影響額はないというふうと考えております。

いずれにしても、6月1日の課税をもってという形になりますので、御承知願いたいと思っております。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

これで質疑を終わります。

議案第3号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤さゆり） 議案第3号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和元年5月8日提出、南箕輪村長、唐木一直。

以下、省略します。

議長（丸山 豊） 本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴うふるさと納税制度の見直しに伴うもので、これまでほどの地方公共団体に寄附をしても特例控除の対象であったものが、基準に適合し、総務大臣が指定する団体に対する寄附金に限って特例控除の適応となることが主な改正であります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） それでは議案第3号の細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、南箕輪村税条例のもととなります地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に交付されました。このうち平成31年4月1日施行分につきましては、議案第1号で説明したとおりであります。

ここでは令和元年6月1日施行分の改正内容について御説明いたします。

新旧対照表により説明をいたしますので、議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

アンダーラインの部分が改正箇所となりますので、左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に34条の7、寄附金税額控除に関する改正であります。第1項は地方税法の文言等が改正されたことによるもの、また適用条項等の変更に伴い改正をするものであります。単に寄附金としていたものを、特例控除対象寄附金と改めます。また第2項につきましても、適用条項の変更に伴い改正するものであります。

3ページの後段から5ページにかけて、附則第7条の4、9条、9条の2につきましても、法改正に伴う文言の改正、対象となる適用条項等の変更に伴う改正となります。

このことによりまして、ふるさと納税に伴う個人村民税の特例控除は、寄附金の募集を適正に実施し、返礼品については返礼割合を3割以下、また地場産品とすることなどを満たした、総務大臣の指定した地方公共団体等に対して行った寄附金にのみ適用となることを定めたことが、主な改正の内容となります。

最後に議案書の1ページにお戻りをいただきまして、附則であります。この条例の施行

日は令和元年6月1日からとなります。

第2条は経過措置でありまして、ただいま説明した改正は令和2年度以後の年度分の個人村民税について適用するもの。また第2項では、令和2年度分の個人村民税については適用除外となった地方公共団体への寄附金についての控除は、令和元年6月1日前に支出したものに限りとしたものであります。

以上、南箕輪村税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

一応控除対象を、基準を明確にしたということの中で、本村に対する今までのふるさと納税のその資格対象になるのかどうかという判断は、どこでなされ、いつごろそういう判断をするのかということをお聞きしたいと。うちの村の状況も含めて。

議長（丸山 豊） 唐澤課長。

財務課長（唐澤 英樹） ただいまの質問でありますけれども、6月1日から法が施行されますので、それまでには法務大臣のほうから指定が来るというふうを考えております。

以上です。

本村につきましては、指定条件を満たしているというふうと考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑は終わります。

議案第4号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤さゆり） 議案第4号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和元年5月8日提出、南箕輪村長、唐木一直。

以下、省略します。

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は教育振興事業の追加に伴うものであります。規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億9万6,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長並びに担当課長のほうから説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第4号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の細部説明を申し上げます。

まず、改元に伴いまして予算の名称でございますが、平成31年度南箕輪村一般会計補正予算を令和元年度南箕輪村一般会計補正予算というふうにいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。ほかの会計につきましても同様でございますので、お願ひをいたします。

それでは先に歳出から御説明を申し上げますので、予算書案の7ページをごらんをいただきたいと思ひます。

10款教育費、1項4目1005、教育振興事務の追加でございます。文部省からの委託を受けまして、学校における交流及び共同学習を通じた障がい者理解、心のバリアフリーの推進事業に取り組むための経費でございます。国のほうに手を挙げておりましたところ、これが認められたということでここで計上をさせていただくものでございます。

講師の謝礼等でございますが、いわゆる副学籍を有する児童生徒の活動を中心に、村内の小中学校と長野県伊那養護学校並びに松本ろう学校とが一緒に交流及び共同学習の充実に向けて取り組んでまいるのでございます。

6ページにお戻りをいただきまして、歳入16款国庫支出金の3項10目、教育費委託金になりますが、この事業にかかります経費は全額国からの委託金で賄われます。

以上で細部説明を終わります。

議 長（丸山 豊） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山崎議員。

2 番（山崎 文直） 2番、山崎です。

もう少し細かな説明をいただければということでもあります。国に対しての手を挙げてあったというお話ですけども、例えば長野県内で幾つかの自治体が手を挙げてて、そのうちこの南箕輪が認められたとか、その数だとか、その辺のところをもう少し細かく説明していただければと思うんですが。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 県内でどれくらいの自治体が手を挙げたかどうか、ちょっと私存じ上げていない状況です。ただ副学籍制度は、上伊那は8市町村全部整え、それから岡谷とか、県内多くの自治体で整えてきている状況もございます。そういう中で、私、文科省のほうに2度ほど行かせていただいて、ぜひやらせてほしいと、そういう願ひの中で本事業が認められたと、そういう経緯もございます。なので今まで整えて、あるいは動いてきている交流及び共同学習をさらに充実といいましょうか、そういう意味合いでこの事業を受けとめております。

新たに、じゃあこれをどんと云々という、そういう考えは持っていないくて、でございますが。

議 長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条議員除斥の規定により、6番、都志今朝一議員の退席を求めます。

〔6番 都志今朝一君 退席〕

議長（丸山 豊） 職員に議案を朗読させます。

事務局長。

事務局長（松澤さゆり） 議案第5号「南箕輪村監査委員の選任について」。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和元年5月8日提出、南箕輪村長、唐木一直。

以下、省略します。

議長（丸山 豊） 本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村監査委員の選任について」、提案理由を申し上げます。

南箕輪村監査委員で、議会議員のうちから選任される監査委員の議員の任期が満了いたしましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、選任同意を求めるものであります。

議案書をごらんください。

選任を求める方でございますが、住所、南箕輪村3631番地、氏名、都志今朝一議員、生年月日、昭和24年2月24日であります。なお、経歴につきましては添付資料をごらんください。よろしく願いをいたします。

議長（丸山 豊） これから議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号「監査委員の選任について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第5号は同意することに決定しました。

6番、都志今朝一議員の着席を求めます。

〔6番 都志今朝一君 着席〕

議長（丸山 豊） ただいま監査委員の選任については、賛成多数で同意することに決定しましたので、6番 都志今朝一議員の発言を求めます。

都志議員。

監査委員（都志今朝一） 議席番号6番、都志今朝一です。

先ほど、皆様より監査委員に選任をいただきました。監査委員の職務は大変重要な職であると感じております。議会、長、またはその他の執行機関、あるいは外部の圧力などによって何らかの干渉を受けることなく、また特定の者や集団に特定の利益、また不利益を与えることなく、常に法令及び条例、規則に従いみずからの判断と責任において、誠実かつ厳正にその職務を遂行すべき重要な大役をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、皆様方

御協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（丸山 豊） お諮りします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを日程第1号追加第1に追加し、議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

閉会中の継続調査申出書の件を日程第1号追加第1に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 選挙後の初議会というふうなことで、大変お疲れさまでございました。また、慎重な御審議をいただく中で、村側から提案した5件の議案につきましては原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。

議会構成も決まり、これから本格的な議会活動が始まってまいります。どうか村のため、村民のために御活躍をお願いをいたします。

また、これからいろんな場面で真摯な議論を通じまして、村の発展のために資するようなそんな議論ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、5月18日の土曜日には、経ヶ岳パーティカルリミットが開催をされます。県内外から1,000人近くの皆さんが参加される予定であります。5年目を迎え、村の3大イベントとして位置づけ、定着をしてくれていることは本当にありがたいことでもあります。こうしたイベントを通じまして、村のPR、交流人口の増加のためしっかりと取り組んでまいりますので、議員各位の御協力をお願いをいたします。

また、さらに6月に入りまして6月の初めには、6月定例会招集をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもって、令和元年第3回南箕輪村議会臨時会を閉会します。

事務局長（松澤さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午前11時38分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員